畜産高度化支援リース事業業務委託要領

平成22年5月28日22環機第448号　制　定
平成24年9月14日24環機第549号 一部改正

第1　趣　旨

財団法人畜産環境整備機構（以下「機構」という。）は、畜産経営並びに食肉及び生乳に必要な施設並びに機械及び装置（以下「施設等」という。）を貸し付ける事業の円滑な実施を図るため、業務の全部又は一部を委託する場合は、この委託要領の定めるところによる。

第2　委託業務の内容

機構が委託する業務の内容は、次に掲げるものとする。

（1）施設等の検収に関すること。
（2）新たなリース事業の需要の開拓に関すること。
（3）貸付申請者に対する指導等に関すること。
（4）前各号に掲げるものの他貸付事業の円滑な実施に関すること。

第3　委託業務の相手先

機構は、第2の業務の全部又は一部を、畜産高度化支援リース事業実施要領第15の規定に基づき、受託団体及び借受団体又はその他の法人（以下「受託団体等」という。）に委託して実施することができる。

第4　受託団体等の承認等

1　受託団体等は、別紙様式第1号の畜産高度化支援リース事業に係る受託団体等承認申請書を、理事長に提出し、承認を受けるものとする。
2　1により承認を受けた受託団体等は、別紙様式第2号の畜産高度化支援リース事業業務委託契約書により業務委託契約を機構と締結するものとする。
3　機構は、受託団体等を新たに承認した場合は、都道府県畜産主務課等に通知するものとする。

第5　業務委託の実施

受託団体等は、必要に応じて自らの責任の下に、受託団体等が適当と認められる者に受託業務の一部を再委託又は再々委託することができるものとする。

ただし、第2の（1）の検収に係る業務を再委託等するときは、貸付申請書に再委託等先を記載することにより、理事長の承認を得なければならない。

第6　委託費の交付

機構は、受託団体等が業務委託契約に基づき畜産高度化支援リース事業に係る委託業務を実施した場合は、別に定める基準により業務委託費を受託団体等に支払う。

第7　帳簿等の整備保管等

受託団体等は、この委託業務に係る帳簿等の関係書類を整備して保管するものとし、その保存期間は、当該委託事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。

附　則（平成22年5月28日22農畜機第1007号承認）

1　この要領は、独立行政法人農畜産業振興機構理事長の承認のあった日から施行する。

2　この要領の制定に伴い、畜産環境整備機構リース事業業務委託要領（平成17年8月30日17環機第726号、以下「旧要領」という。）は廃止する。

3　旧要領により承認された受託団体等は、この要領で承認されたものとみなす。

4　旧要領に基づき実施した委託業務については、この要領により実施したものとみなす。

附　則（平成24年9月14日24農畜機第2595号承認）

この改正は、独立行政法人農畜産業振興機構理事長の承認のあった日から施行し、平成24年10月1日から適用する。

別紙様式第１号

番　　号
年　月　日

畜産高度化支援リース事業業務委託に係る受託団体等承認申請書

財団法人畜産環境整備機構　理事長　殿

受託団体等の代表者名　　印

畜産高度化支援リース事業業務委託要領第４の１に基づき、受託団体等として承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

添付書類
１　受託団体等調書（別紙様式）
２　定款

別紙様式

受 託 団 体 等 調 書

区　　分		記 載 事 項
名　　称		
所　　在　　地		
電　話　番　号		
代　表　者　氏　名		
リース担当者氏名		
組　合　員　等　数		
役職員数	常　勤　役　員	
	職　　員	
事　業　区　域		

（注）1　定款、役員名簿及び直近年の決算期の財務諸表を添付のこと。
　　2　法人の場合、履歴事項全部証明書（写）を添付のこと。
　　3　必要に応じ，機構は追加して文書の提出を要求することがある。

別紙様式第２号

畜産高度化支援リース事業業務委託契約書

財団法人畜産環境整備機構理事長（以下「甲」という。）と受託団体等（以下「乙」という。）は、業務委託について次により契約する。

第１条　甲は、畜産高度化支援リース事業業務委託要領（以下「委託要領」という。）第２に定める業務を乙に委託するものとする。

第２条　乙は、委託要領に基づき、委託業務を誠実に実施するものとする。

第３条　甲及び乙は、相互に、相手方から得た情報について個人情報保護法上の義務を遵守するものとする。

第４条　甲は、乙に対して、委託要領第６に基づき、業務委託費を交付する。

第５条　甲は、事業の円滑な実施に当たって必要があるときは、委託要領を改正することができるものとする。

２　甲は、前項の改正を行ったときは、直ちに乙に通知するものとする。

第６条　この契約は、毎年４月１日に始まり、翌年３月31日をもって終了するものとする。

ただし、毎年１月末日までに、甲又は乙から契約打ち切りの申出のないときは、同一条件で１年間延長するものとする。

第７条　この契約に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

上記の契約を証するため、本契約書２通を作成し、各自記名捺印の上１通を保有する。

平成　　年　　月　　日

甲　東京都港区虎ノ門５丁目１２番１号
財団法人 畜産環境整備機構
理 事 長

乙